

佐賀労働局発表
令和5年10月25日

報道関係者 各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課
監督課長 川浪 盛雄
監察監督官 田邊 精哉
(電話) (0952-32-7169)

11月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、佐賀労働局（局長 重河 真弓）においても、以下の取組等を行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施 【別紙1】

日時：令和5年11月13日（月）14：00～16：00（受付13：30～）

場所：四季彩ホテル千代田館 ルビーホール（佐賀市高木瀬町東高木216-1）

（事前の申込みが必要です。）

2 過重労働解消キャンペーンの実施 【別紙2】

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

また、このほか、国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

【別紙1】 過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

【別紙2】 令和5年度過重労働解消キャンペーンの概要

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
《事前申込》

日時

2023年11月13日(月)
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

四季彩ホテル千代田館
ルビーホール
(佐賀県佐賀市高木瀬町東高木216-1)

▼ 特設ホームページはこちら▼

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：佐賀県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

佐賀会場

プログラム

[主催者挨拶] 佐賀労働局

[基調講演]

「パワハラを起こす企業と 起こさない企業は何が違うのか ーパワハラ上司を生み出さないためにできることー

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 准教授)

[過労死ご遺族による体験談発表]

川浪 晴美 氏 (東九州過労死等を考える家族の会)

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 准教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2019年より現職。著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」検討委員。

会場のご案内

四季彩ホテル千代田館 ルビーホール

(佐賀県佐賀市高木瀬町東高木216-1)

・JR「佐賀駅」より車で約3分、徒歩約13分

・佐賀大和I.Cより車で20分、佐賀空港より車で30分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼ 特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当するにをお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [| | | | | |] |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-087-555

E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

令和5年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 主な取組

(1) 重点監督の実施

以下の事業場等に対して、重点的な監督を行います。

- ア 長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場
イ 労働基準監督署やハローワークに寄せられた相談等から、若者の「使い捨て」が疑われる企業等

※ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(2) 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定

11月1日(水)から11月7日(火)を過重労働相談受付集中期間とし、佐賀労働局・労働基準監督署の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11月3日(金・祝)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} **0120** ^{なくしましろう} **-794** ^{長い残業} **-713**

[実施日時] 令和5年11月3日(金・祝) **9:00~17:00**

※ 都道府県労働局の担当者が、相談に対する指導・助言を行います。

【相談先】

佐賀労働局では、過重労働相談受付集中期間において、下記の窓口にて相談や情報提供を受け付けておりますので、過重労働等に関する悩みや疑問がありましたら、まずはご連絡ください。

ア 佐賀労働局労働基準部監督課 【連絡先】 0952-32-7169

労働基準監督署(佐賀、唐津、武雄、伊万里)

【各署の連絡】：<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/kantoku/syozaiti01.html>

(開庁時間 平日8:30~17:15 土日祝日を除く)

※ 過重労働相談受付集中週間中の相談先は、参考資料のとおり。

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} **0120** ^{はい! ろうどう} **-811-610**

[相談受付時間] 平日17:00~22:00、土日・祝日9:00~21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

※ 過重労働相談受付集中週間中相談先は、参考資料のとおり。

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が働き方改革の推進に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。